

仕 様 書		仕様書番号	第 6 7 号
品 名	ウェットスーツ (酷暑用：3mm)	作成年月日	R8. 7. 22
1 この仕様書はウェットスーツについて必要な事項を規定する。			
2 調達品目			
品名		カタログ製品名	
ウェットスーツ (酷暑用：3mm)		日本アクアラング (株) ASW291 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	
注 この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			
3 性能等			
(1) 同等と判断する要求基準は、次による。			
ア 形状 ワンピース			
イ 厚さ 3mm			
ウ 表地 ジャージもしくはネッスル			
エ 裏地 ネッスル			
オ 切口 平行すくい縫いによるテープ加工を施す。			
カ 構造			
品名	規定		
ファスナ	両手首及び両足首・小用部にもつ。		
ポケット	両足大腿部側方にもち、かつ、水中ライトを収納可能とし、上部に蓋、下部に水抜き穴をもつ。		
パット	シリコン製パッドを両膝に備える。		
Dリング	左右のポケットの裏蓋に各1つもつ。 胸部前面の左右に各1つもつ。		
(2) 色 契約後に官側が示す。			
(3) サイズ オーダーメイドとし、採寸については契約後に官側が示す。			
(4) 指定位置にマーキングを付ける。内容は、契約後に官側が示す。			
4 付属品			
品名	数量	規定	
フード	1	3mm両面ジャージ素材とし、色は、契約後に官側が示す。	
ハンガー	1	社内規格による。	
注 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって調整する			
5 検査			
(1) 作業報告書及び官の指名する検査官の立会いにより、役務完了検査を実施する。			
(2) 検査が不合格の場合は、契約相手方は直ちに補修を実施の上、再検査にかかわる諸費用は契約相手方が負担するものとする。			

- 6 その他
- (1) 本契約の履行において法令等を遵守し作業の安全を確保するものとする。
なお、官は作業中の労働災害等について一切の責任を負わない。
- (2) 契約相手方は、官側の施設及び器材等に損害を与えた場合には速やかに官側の指示する処置を行い、その処置に係る費用は全て契約相手方が負担するものとする。
- (3) 本契約において使用する交換部品及び消耗品等は契約相手方が準備するものとし発生材等は、契約相手方の責任において処分するものとする。
- (4) 本契約で知り得た内容は外部に漏らしてはならない。
- (5) 契約相手方は、事前に官の指名する担当者へ作業者名簿を提出し、立ち入り許可を得るものとする。
作業者名簿の提出期限については、契約締結後、官より通知する。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- (7) 運搬等、整備に関する費用については、業者側が負担するものとする。

仕 様 書		仕様書番号	第 6 8 号
品 名	ウェットスーツ（5mm）	作成年月日	R8. 7. 22

1 この仕様書はウェットスーツについて必要な事項を規定する。

2 調達品目

品名	カタログ製品名
ウェットスーツ （5mm）	日本海洋（株） MWF-1 3 3 8 M
	又は同等以上のもの（他社の製品を含む。）
注 この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

3 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

- (1) 形状 ジャケット+ロングジョン
- (2) 厚さ ジャケット及びロングジョンは5mmとし、ロングジョンの胸部は3mmとする。
- (3) 表地 表地はストレッチジャージ（ポリエステル、ナイロン、ポリエステル又はナイロンとポリウレタンの混紡）とし、でん部には耐摩耗性ポリエステルジャージ（ポリエステル、ナイロン、ポリエステル又はナイロンとポリウレタンの混紡）とする。
- (4) 裏地 ロングジョンの裏地はポリエステル起毛素材（以下性能）とする。

部位	使用材質及び性能
基本部	ポリエステル（リサイクルポリエステルを含む。）40%～41.2% ポリウレタン9.6%～12%程度
起毛部	ポリエステル中空糸48%～49.2%
伸び率	縦240%、横480%以上

- (5) 可動部 脇、肘及びでん部は動きを考慮した素材とし、製造者が規定する仕様にする。
- (6) 切口 平行すくい縫いによるテープ加工を施す。

4 構造

品名	対象	規定
ファスナ	ロングジョン	両足首及び小用部にもち、かつ、ファスナカバーをもつ
	ジャケット	前（縦型）及び両手首にもち、かつ、ファスナカバーをもつ。
ポケット	ロングジョン	両足大腿部側方にもつものとし、かつ、水中ライトを収納可能とし上部に蓋、下部に水抜き穴をもつ。

ポケット	ジャケット	左肩上部側方にもち、ケミカルライトを収納可能とするサイズは、18cm×5cmとする。
パット	ロングジョン	耐衝撃性及び耐摩耗性に優れ、伸縮性を失わずに膝を保護し、かつ、クロロプレンゴム内にもつ。
ホルダー	ジャケット	両手首部に腕時計ベルトを保持するホルダーをもつ。
Dリング	ロングジョン	左右のポケットの裏蓋に各1つもつ。
	ジャケット	胸部前面の左右に各1つもつ。

- (1) 色 契約後に官側が示す。
- (2) サイズ オーダーメイドとし、採寸については契約後に官側が示す。
- (3) 指定位置にマーキングを付ける。内容は、契約後に官側が示す。

5 付属品

品名	数量	規定
フード	1	3mm両面ジャージ素材とし、色は、契約後に官側が示す。
ハンガー	1	社内規格による。
注 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって調整する		

6 検査

- (1) 作業報告書及び官の指名する検査官の立会いにより、役務完了検査を実施する。
- (2) 検査が不合格の場合は、契約相手方は直ちに補修を実施の上、再検査にかかわる諸費用は契約相手方が負担するものとする。

7 その他

- (1) 本契約の履行において法令等を遵守し作業の安全を確保するものとする。
なお、官は作業中の労働災害等について一切の責任を負わない。
- (2) 契約相手方は、官側の施設及び器材等に損害を与えた場合には速やかに官側の指示する処置を行い、その処置に係る費用は全て契約相手方が負担するものとする。
- (3) 本契約において使用する交換部品及び消耗品等は契約相手方が準備するものとし発生材等は、契約相手方の責任において処分するものとする。
- (4) 本契約で知り得た内容は外部に漏らしてはならない。
- (5) 契約相手方は、事前に官の指名する担当者へ作業者名簿を提出し、立ち入り許可を得るものとする。
作業者名簿の提出期限については、契約締結後、官より通知する。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- (7) 運搬等、整備に関する費用については、業者側が負担するものとする。

仕 様 書		仕様書番号	第 6 9 号
品 名	ドライスーツ(シェル)	作成年月日	R8. 7. 22
1 この仕様書はドライスーツについて必要な事項を規定する。			
2 調達品目			
品名		カタログ製品名	
ドライスーツ (シェル)		日本海洋 (株) NMSD-1 0 0 0-3 又は同等以上のもの (他社の製品を含む。)	
注 この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。			
3 性能等			
同等と判断する要求基準は、次による。			
(1) 形状 ファブリックタイプ (シェルドライ)			
(2) 構造			
品名		規定	
ファスナ		着脱用ファスナーは樹脂製の防水式とし、閉じた後に胴回りのベルトなどによって保護され、戦闘ベストを装着したまま一人で開閉可能な構造とする。 また、下腹部にカバー付の小用ファスナーをもつ。	
ポケット		左足大腿部側方に、200mlの浮力調整用空気ボンベを収納可能とするものを1個もつ。 両足大腿部に水抜き可能なポケットを2個もつ。 腕部にケミカルライトを収納可能とするものを1個もつ。	
バルブ		自動・手動切替式の排気バルブを、腕部の潜水具に干渉しない位置に1個もつ。 給気バルブを、腹部側面に1個もつ。	
(3) 生地			
項目		規定	
生地	本体基本部	表層にリップストップナイロン素材、中層にブチルラバーも、裏層にリップストップナイロン素材を使用した3層生地とする。 総重量は360 g /㎡以上500 g /㎡以下とし、強裂強度は縦糸横糸とも35N (BS100Method3.5法)以上とする。	
	本体膝及びでん部	表層にコーデュラ素材、中層にブチルラバー、裏層にポリエステル素材を使用した3層生地とする。 総重量は560 g /㎡以上620 g /㎡以下とし、強裂強度は縦糸横糸とも200N (BS100 1 9法)以上とする。	
	ネックシール部	クロロプレン製とする。	
	リストシール部	クロロプレン製とする。	

- (4) サイズ 採寸については契約後に官側が示す。
- (5) 指定位置にマーキングを付ける。内容は、契約後に官側が示す。

4 付属品

品名	数量	規定
フード 寒冷地用	1	5 mm両面ジャージ素材とし、色は、契約後に官側が示す。
ハンガー	1	社内規格による。
リペアキット	1	社内規格による。
注 数量を変更する場合は、調達要領指定書によって調整する		

5 検査

- (1) 作業報告書及び官の指名する検査官の立会いにより、役務完了検査を実施する。
- (2) 検査が不合格の場合は、契約相手方は直ちに補修を実施の上、再検査にかかわる諸費用は契約相手方が負担するものとする。

6 その他

- (1) 本契約の履行において法令等を遵守し作業の安全を確保するものとする。
なお、官は作業中の労働災害等について一切の責任を負わない。
- (2) 契約相手方は、官側の施設及び器材等に損害を与えた場合には速やかに官側の指示する処置を行い、その処置に係る費用は全て契約相手方が負担するものとする。
- (3) 本契約において使用する交換部品及び消耗品等は契約相手方が準備するものとし発生材等は、契約相手方の責任において処分するものとする。
- (4) 本契約で知り得た内容は外部に漏らしてはならない。
- (5) 契約相手方は、事前に官の指名する担当者へ作業者名簿を提出し、立ち入り許可を得るものとする。
作業者名簿の提出期限については、契約締結後、官より通知する。
- (6) 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに官と協議するものとする。
- (7) 運搬等、整備に関する費用については、業者側が負担するものとする。